

「流通手段の前貸と資本の前貸」について

——久留間 健氏の所説の検討——

浅 田 和 史

目 次

はじめに

一 久留間氏の基本的見地

二 論理構成の外観とその問題点

三 前貸の区別の事実上の基準——追加的資本の投下であるか否か

四 貨幣資本の二側面の独立化による二つの前貸への対応

五 「社会的再生産の視点」とは何か

(1) 流通手段規定の問題点

(2) 「社会的再生産の視点」からの区別の問題点

六 「貨幣の前貸・資本の前貸」の前提としての貸付可能な貨幣

資本の前貸

おわりに

はじめに

銀行が再生産にたずさわる産業資本家に貸し付けるものは

「流通手段の前貸と資本の前貸」について (浅田)

何か。それは貨幣であるのか資本であるのかという問題は古くからの一つの論争問題である。マルクスは『資本論』第三卷第五篇の諸章(とりわけ二六章、二八章、三三章)において、通貨学派・銀行学派の見解を批判するなかでこの問題をどのように理解すべきかについていくつかの指摘を行っている。

しかしながら、周知のように、この『資本論』第三卷第五篇はマルクスの未完成の草稿のエンゲルスの手による編集であるため、そこでのマルクスの論旨はかならずしも容易に理解しうるものとはなっていない。それはこの銀行が前貸するものは何かという問題についても同様であり、したがってそこには様々なマルクス理解が生まれることとなる。⁽¹⁾

本稿はそうした議論のなかで独自の見解を展開しておられ

る久留間健氏の所説の検討を対象としている。氏はこの銀行が前貸するものは何かという問題について「流通手段の前貸と資本の前貸⁽²⁾」という論稿を発表されておられ、そこで氏独自の視点からこの問題に接近されておられる。

久留間氏の見解の主要な特徴はこの問題をただ一つの視点すなわち「社会的再生産の視点」から考察するというものであり、そうした視点にもとづいて銀行の前貸を「流通手段の前貸」と「資本の前貸」に区分されておられる点にある。そして氏のこうした見解は、それが単に銀行が前貸するものは何かという問題についての論争における一つの有力な見解であるにとどまらず、インフレーション論の議論に対しても一定の影響を持つものとなっている⁽³⁾。しかしこうした事態は氏の「社会的再生産の視点」からの前貸の区別という基本的見地と決して無関係ではないように思える。とはいえそこでの氏の「社会的再生産の視点」なるものが果していかなるものであるのかは必ずしも明瞭ではない。そこにはいくつかの概念上の混乱があるように思えるのである。結論を先とりすれば氏の「社会的再生産の視点」なるものは、銀行の前貸の区別と関連はあるにしても区別それ自体の視点とはなりえない

ものである。そしてそうしたものが前提とされる以上、久留間氏の見解に依拠した諸論者のインフレーション論もその前提それ自体を問われるということにならざるをえない。

したがって本稿では、そうした位置にある久留間氏の見解をその難解な論理の展開を解きほぐし、そこではいかなる概念上の混乱がその「社会的再生産の視点」からの区別を、それとは本来的に異なる銀行の前貸の区別に転化せしめているのかということを見てみたい。

(1) このいわゆる「貨幣の前貸と資本の前貸」の問題に関わる論稿は数多く発表されているが、木村二郎「資本の前貸と貨幣の前貸に関する一考察」(『橋論叢』第八〇巻第四号、一九七八年)が末尾にその一覧を掲げられているので参考にされたい。

(2) 久留間健「流通手段の前貸と資本の前貸(上)」、(中)、「(下)」『立教経済学研究』第二〇巻第二、三、四号、一九六六、六七年。

(3) たとえば、高田太久吉「銀行信用とオーバーローン」(『経済』一九七三年二月号)、柿本国弘「オーバローンの蓄積様式のインフレーション作用」(『名古屋学院大論集』第九巻第三号、一九七二年)、桑野仁「インフレーション」法政大学出版局、一九七四年。

一 久留間氏の基本的見地

銀行が前貸するものは何かという問題については三宅義夫氏のすぐれた業績——いわゆる貨幣の前貸と資本の前貸の問題⁽¹⁾——があり、この問題についての論争はこの三宅氏の整理を軸にして展開されているように思われる。そして、久留間氏の見解もまたこの三宅氏の見解に対し、もう一つの理解の仕方を提示するというものである。したがってまず、三宅氏の見解がいかなるものであるかを簡単に示しておきたい。

三宅氏は、この「貨幣の前貸と資本の前貸」の問題について、マルクスは次のような四つの視点から考察をおこなっているとされる。

第一の視点。銀行の前貸が追加資本の前貸であるか、それともすでに所有している資本を貨幣形態に転化させることにすぎないのか。

第二の視点。銀行の前貸が実際に剰余価値生産のために生産過程に投下されるか、それとも支払手段として需要されるのか。

第三の視点。銀行の前貸が銀行の資本のなかから行われる

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

前貸であるのか、それともたんに銀行券の増発ですむ前貸であるのか。

第四の視点。社会的再生産の見地からの考察、この見地からは銀行の前貸はつねに流通手段であるといえる。

以上が三宅氏のいわれる四つの視点であるが、後の議論との関わりで第四の社会的再生産の見地についてももう少し詳しく見ておくことにしたい。三宅氏はこの第四の視点についてマルクスの指摘を引用されたいうえでこの点についての氏の見解を示しておられる。そこでまず、マルクスの指摘を掲げておこう。

「流通手段の支出と資本の貸出の間の区別は、現実の再生産過程では最もよく示されている。……信用制度が発達して貨幣が諸銀行の手に集積すれば、銀行が、少なくとも名目的には、貨幣を前貸するものである。この前貸は、流通内にある貨幣にのみ関連する。それは流通手段の前貸であって、これによって流通させられる諸資本の前貸ではない。」⁽²⁾

このマルクスの指摘についての三宅氏の理解は次のようなものである。

「右の文章は、銀行のなす前貸に流通手段の前貸と資本の

前貸とがあり、ここで述べているような場合には『流通手段の前貸』だ、などということを行っているものではない。そうではなくて、社会的な再生産の見地から見れば、銀行が前貸するものはつねに流通手段であって、資本―現実資本―を前貸するのではない、ということを行っているのである。⁽³⁾

久留間氏は、こうした三宅氏の見解を次のように批判される。まず、三宅氏の整理においては第一、第二、第三の視点はたしかに「貨幣の前貸と資本の前貸」の区別の問題である。しかし第四の「社会的再生産の視点」においては、そこで前貸されるものは一義的に流通手段であるのだから、それは三宅氏においては区別の問題ではないことになっている。さらに、三宅氏の区別においては「貨幣の前貸と資本の前貸」は「単一の区別としてではなく、種々の視点からの区別として⁽⁴⁾ 扱えられ⁽⁴⁾」ている。つまり、その場合「資本という概念が区別の主体⁽⁵⁾」であって、資本が種々の視点から規定されるのにしたがって、資本が貨幣と区別される関係になっている。たしかにこうした種々の視点からの区別は重要であるが、しかし、まず「単一の区別」としてとらえられていない点におい

ては、なお未解決の問題が残されているといわざるをえない。それでは「単一の区別」はどのようなようになされるべきか。三宅氏においては、「資本という概念が区別の主体」であった。しかし「マルクスにあっては『資本』と『流通手段』との区別がこれらの問題を取扱う際の一つの中心テーマであるように思われる。⁽⁶⁾」『流通手段』という貨幣の規定性は、それ自体、商品流通によってうけとるところの貨幣の独自の形態規定なのであり、たんなる個々の資本の立場をはなれた一つの客観的な規定にはかならないのであって、資本という規定が種々の立場から規定されるにしたがって受動的に規定される関係にあるのではない。⁽⁷⁾したがって、「流通手段」の規定がこうした「一つの客観的な規定」であり、それによって「流通手段の前貸」の概念が規定されるとすれば、「資本」もまたそれによって「一つの客観的な規定」を受けとることになる。しかし、マルクスはこうした「貨幣の前貸と資本の前貸」の区別の統一的な視点、すなわち「単一の区別」の視点を『資本論』のどこで指摘しているのであろうか。三宅氏が先に第四の「社会的再生産の視点」において引用されたマルクスの指摘、これこそまさしくこの統一的な視点を提供する

ものである。ここでは「流通手段」の前貸の概念が、「社会的再生産の視点」から与えられている。とすれば、マルクスは展開していないが、「資本」の前貸の概念も、この「社会的再生産の視点」から与えられるべきものであろう。そして以上のように考えるならば、三宅氏が、「社会的再生産の見地から見ると、銀行が前貸するものはつねに流通手段の前貸であって、資本―現実資本―を前貸するのではない」といわれるのは「マルクスの解釈としては、いささか無理なように思われる。」⁽⁸⁾「社会的再生産の視点」から見た場合、銀行は「流通手段」を前貸する場合もあれば、「資本」を前貸する場合もあるのである。

久留間氏のこの問題についての基本的な考え方は、おおよそ以上のようなものである。このように見てくれば、久留間氏の三宅氏の見解に対する評価は明らかである。久留間氏は、一方では、三宅氏の「種々の視点からの区別」が重要であるかのようにいわれているのであるが、結局は、それを否定されているのであって、ただ一つの視点「社会的再生産の視点」からのみ、銀行の前貸を「流通手段」の前貸と「資本」の前貸に区別しようと主張されるのである。

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

しかし、久留間氏のこうした主張、すなわち銀行の前貸の問題を「社会的再生産の視点」というただ一つの視点からのみ考察し、そこに「流通手段」の前貸だけにとどまらず「資本」の前貸をも「発見」という主張は果して成功しているといえるであろうか。

(1) 三宅義夫「いわゆる貨幣の前貸と資本の前貸の問題」『立教経済学研究』第七卷第一、二号、一九五三、五四年（同氏著『貨幣信用論研究』、未来社、一九五六年、所収）。以下三宅氏の引用は『貨幣信用論研究』からのものである。

(2) Karl Marx, Das Kapital, Dietz Verlag, Berlin, 1964, Bd. III, S. 546. 邦訳『資本論』大月書店全集版、一九六八年、第三卷、六八〇～六八一頁。

(3) 前掲三宅論文、四五二～四五三頁。

(4) 前掲久留間論文、「上」、四頁。

(5) 同右、四頁。

(6) 同右、五頁。

(7) 同右、五頁。

(8) 同右、八頁。

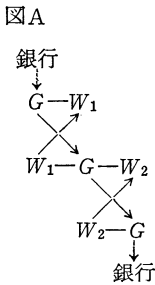
二 論理構成の外観とその問題点

まずはじめに久留間氏がどのような論理の展開によって「社会的再生産の視点」というただ一つの視点から「流通手

段の前貸」と資本の前貸」を区別されているかを見てみたい。というのは、氏の論理構成はかなり奇妙なものであり、そこに氏の区別の限界が端的にあらわれているように思えるからである。氏の論理構成は次のようなものである。

I 「資本論」第二卷第三篇における流通手段の前貸⁽¹⁾

ここでは流通手段の前貸の規定がなされる。社会的総資本の再生産においては、I部門・II部門いずれかの資本家がその素材的・価値的補填のために追加的貨幣を流通過程に投入せねばならない。いまII部門の資本家が銀行の前貸によってこの追加的貨幣を投入したとする。このI部門とII部門の二つの取引を内容とする交換過程は図Aのように表現することができる。ところが、この場合II $G \rightarrow W_1$ は二つの規定を同時にもつことになる。すなわち、 $G \rightarrow W_1$ は第一にI部門の資本家からの生産手段 W_1 の購入、したがって生産過程への資本の投下であり、第二にその過程は流通に必要な貨幣の流通過程への投下である。「しかし、一つの貨幣投下が、同時に二つのまったく異なった規



定をもつということは一つの矛盾にほかならない⁽²⁾。

とはいえこの「矛盾」はあくまで外見上のものにすぎない。たしかにIIの $G \rightarrow W_1$ は生産手段の購入、生産過程への資本の投下をなしているかに見える。しかし、これはその後に行なわれるII $W_2 \rightarrow G$ による商品の実現を予想し、そこで得られる資本の貨幣形態を先取りして投下したものにすぎない。すなわち、この過程、IIの $G \rightarrow W_1 \cdot W_2 \rightarrow G$ においては本来 $W_2 \rightarrow G \cdot G \rightarrow W_1$ であるはずのものが順序を転倒してあらわれているのである。 $G \rightarrow W_1$ において生産過程への資本投下に見えたものは、実はIIの資本家の「商品形態にある資本の生産資本への転化の一過程にすぎない⁽³⁾」のである。したがって、ここで前貸された追加的貨幣は本来の生産過程への資本の投下とは区別されるべきものであり、それは $W_2 \rightarrow G \rightarrow W_1$ の G 、すなわち流通に必要な通貨の流通過程への投下にすぎないのである。したがって、「流通必要貨幣を前貸するかぎりでは、それだけの価値額は流通の媒介のためにのみ追加的に投下されねばならないのであるから、資本として価値増殖過程に、投下することも出来ない⁽⁴⁾」のである。

これで「矛盾」は解決したことになる。生産過程への資本

投下に見えたものは、実はすでに商品形態にあった資本が生産資本に転化したものにすぎず、前貸された貨幣は流通の媒介という役割だけを果たただけである。こうした追加貨幣こそ「流通手段」であり、それを銀行が前貸したとすれば、それは「流通手段の前貸」なのである。

Ⅱ 「個別的資本の回転における貨幣資本の二つの側面」⁽⁵⁾

マルクスは『資本論』第二巻第三篇の冒頭部分において、貨幣資本の二つの側面について一つの指摘をおこなっている。要約すればそれは次のようなものである。まず貨幣資本の第一の側面とは「前貸される資本価値の最初の本源的な形態であるところの、かくして、全過程の起動力としてくりかえしあらわれるところの貨幣資本のこと」⁽⁶⁾である。この「貨幣資本の投下は、まさに資本前貸そのもの―すなわち価値増殖過程への資本投下の一表現である。したがってまた、この貨幣資本は、すでに前貸され、いまや生産過程で機能しつつある資本価値の大きさの表現でもある」⁽⁷⁾。他方、貨幣資本の第二の側面は「流通期間のあいだ一定の生産過程をつねに連続的に営むために、たえず追加的に投下され、また更新されねばならぬところの貨幣資本、すなわち流通過程によって必然

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

とされるところの貨幣資本の投下のことである」⁽⁸⁾。したがって、「個別的資本のかかる追加資本の投下（貨幣資本の第二の側面―引用者）は、それを社会的再生産の立場から見れば、流通に必要な貨幣の前貸を意味する」⁽⁹⁾。すなわちⅠで規定した「流通手段」の前貸は、貨幣資本の二つの側面のうちこの第二の側面に対応するものである。

Ⅲ 「流通手段の前貸と区別される資本の前貸」⁽¹⁰⁾

すでにⅠにおいては流通手段の前貸が規定され、Ⅱにおいては貨幣資本の二つの側面の内容規定およびその第二の側面が流通手段の前貸と対応することが考察された。ここでは貨幣資本の第一の側面と資本の前貸との対応が問題となる。すでに見たように貨幣資本の第一の側面とは、「投下される全資本価値の本源的形態としての貨幣資本」であり、「全過程の起動力」としての貨幣資本であった。したがって、それは同時に「生産過程で機能するところの資本価値の大きさの表現」でもあった。しかし、この貨幣資本の大きさは、私的所有にもとづくその量的限界をあらわすものにはかならない。銀行による「資本の前貸」とは、この貨幣資本の第一の側面があらわす、「私的所有にもとづくその量的限界」を突破し

ようにするものである。そして、このことは社会的な資本総額に変化がなければ少数者の手への「資本の集中」すなわち、配分の変化を意味する。いずれにしても「資本の前貸」において「前貸されるものはあらたに投下される資本がえがく循環形態 $G:G'$ の出発点としての貨幣資本にはかならない⁽¹¹⁾」のであり、貨幣資本の第一の側面がそれに対応するのである。

以上が久留間氏の論理の構成とその内容の要旨である。すなわちⅠにおいては「流通手段の前貸」が『資本論』第二巻第三篇の氏独自の理解から規定される。さらに、Ⅱにおいては個別的資本の回転における貨幣資本の二つの側面が述べられ、Ⅰで規定した「流通手段の前貸」はこの貨幣資本の第二の側面に対応することがいわれる。そしてⅢにおいては、これまでふれられなかった「資本の前貸」がとりあげられ、それが貨幣資本の他方の側面、つまり第一の側面と対応することがいわれるのである。

しかし、こうした論理構成はきわめて奇妙なものである。すでに前節で見たように久留間氏のこの問題に接近する基本的な見地は「社会的再生産の視点」というただ一つの視点か

ら「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別するというものであった。ここでいう「社会的再生産の視点」とは、マルクスにおいても三宅氏においても『資本論』第二巻第三篇のそれであることはいうまでもない⁽¹²⁾。また久留間氏においても「流通手段の前貸」を『資本論』第二巻第三篇の論理から規定されている以上、やはり同様であろう。とすれば、「流通手段の前貸」と「資本の前貸」の区分は、『資本論』第二巻第三篇の論理に即しておこなわれるべきである。ところが氏の論理展開においては、こうした区別がおこなわれるべきはずの「Ⅰ『資本論』第二巻第三篇における流通手段の前貸」において、たしかにその表題が示すとおり「社会的再生産の視点」から「流通手段の前貸」は規定されるものの、そこでは「資本の前貸」は登場すらしないのである。続いて「Ⅱ個別的資本の回転における貨幣資本の二つの側面」においては、個別的資本の視角から「貨幣資本の二つの側面」の内容があららかにされ、Ⅰにおいて「社会的再生産の視点」から規定された「流通手段の前貸」がその第二の側面に対応し、それが個別資本の回転においてどのように機能するかが考察される。ここでも「資本の前貸」についてはふれられることがな

い。当然といえば当然である。Iにおいて「資本の前貸」は「社会的再生産の視点」から内容規定を与えられていないのであるから、それを貨幣資本の第一の側面と対応させようとすることもさせようがないのである。ところがこの本来できないはずのことが「Ⅲ流通手段の前貸と区別される資本の前貸」においておこなわれる。たしかに久留間氏のこれまでの論理の展開においては「資本の前貸」は登場していない。したがって「資本の前貸」が独自にとりあげられ内容規定されるべきである。しかし、それはあくまで「社会的再生産の視点」からの内容規定であるべきであり、そうした内容規定であってはじめて貨幣資本の第一の側面との対応関係はいうはずのものである。ところが久留間氏がここで「資本の前貸」の内容規定として指摘されているものは決して「社会的再生産の視点」からのそれではない。そこでは個別的資本の視点における貨幣資本の第一の側面そのものが「資本の前貸」の内容とされているのである。すなわち「資本の前貸」は氏の唯一の区別の視点である。「社会的再生産の視点」つまり『資本論』第二巻第三篇の視点から何ら内容規定を与えられぬままに貨幣資本の第一の側面と対応させられているのである

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

る。したがって「資本の前貸」は個別的資本の視点からのみ規定されているのである。久留間氏の基本的視角は「社会的再生産の視点」から「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別するというものであったが、前者は一応「社会的再生産の視点」から内容規定されているものの後者は個別的資本の視点からのそれであり、決して一つの視点からの区別ではないのである。両者は「流通手段の前貸」が貨幣資本の第二の側面と対応していることを媒介としてなんとかつなかりを保っているにすぎないのである。「社会的再生産の視点」すなわち『資本論』第二巻第三篇の論理のうちに「流通手段の前貸」と「資本の前貸」が区別され、そしてその後には各々が個別的資本の視点から区別された「貨幣資本の二つの側面」に対応するというのなら、そうした展開方法は一応了解しうる。すなわち「社会的再生産の視点」から区別したものを個別的資本の視点からの再度とらえなおし、その内容をより豊富化したものとして理解しうるからである。ところが久留間氏の論理構成は、「流通手段の前貸」は一応「社会的再生産の視点」からの規定ではあるが、「資本の前貸」は個別的資本の視点からのそれである。こうした「区別」が「社会

「再生産の視点」からの区別となりえていないことはあきらかである。久留間氏の論理がその意図に反して「社会的再生産の視点」からの区別となりえていないその理由は明確である。「流通手段の前貸」が一応規定された『資本論』第二巻第三篇の論理の中で「資本の前貸」がとらえられなかったこと。それがこうした「社会的再生産の視点」からの無区別にたち至った論理構成上の最大の原因である。

しかし、久留間氏は「社会的再生産の視点」からの区別に成功していないとはいえ、はたして何らの区別もなしえていないのであろうか。われわれは、これまで氏の「流通手段の前貸」が「資本の前貸」と異なり、『資本論』第二巻第三篇を素材として規定されていることから、それが一応「社会的再生産の視点」からの規定であることを前提に話をすすめてきた。しかし氏の「流通手段の前貸」の規定がその外観と異なり、あるいは氏の「社会的再生産の視点」から区別をおこなうという基本視角に反して、逆に「資本の前貸」と同様に個別資本の視点からの規定であるとすればどうであらう。ここでは「社会的再生産の視点」からの区別ではないにしても、少くとも一つの視点すなわち個別的資本の視点からの「流通

手段の前貸」と「資本の前貸」の区別は一応存在することになる。そこで氏の「流通手段の前貸」の規定がはたしてどのような視点からの規定であるのかくわしくみてみたい。

- (1) 前掲久留間論文「上」、九頁。
- (2) 同右、一四頁。
- (3) 同右、一七頁。
- (4) 同右、一七頁。
- (5) 同右、二七頁。
- (6) 同右、二八～二九頁。
- (7) 同右、三〇頁。
- (8) 同右、二九頁。
- (9) 同右、三五頁。
- (10) 同右、三五頁。
- (11) 同右、三七頁。
- (12) 三宅氏が「社会的再生産の見地」からの考察だといわれ引用された『資本論』第三巻第五篇第三章「信用制度のもとでの流通手段」のマルクスの文章は次のような書き出しで始まっている。

「流通手段の支出と資本の貸出の区別は、現実の再生産過程では最もよく現われている。われわれは前に(第二部第三篇で)、生産のいろいろな成分がどのように交換されるかを見た。……」

こうしたマルクスの指摘を見れば、問題の「社会的再生産の見地」が『資本論』第二巻第三篇のそれをさしていること

は明らかである。

三 前貸の区別の事実上の基準

— 追加的資本の投下であるか否か —

久留間氏の「流通手段の前貸」の規定の論理を要約的に示せば、それは次のようなものであった。

① $II\ G \rightarrow W_1$ は生産過程への資本の投下と流通過程への貨幣の投下という二つの規定を同時に持つ。② しかし、 $II\ G \rightarrow W_1$ が二つの規定を同時に持つのは矛盾である。したがってそれは生産過程への投下であるか流通過程への投下であるか二者択一的に規定されるべきである。③ しかし、 $II\ G \rightarrow W_1 \cdot W_2$ — G は本来 $W_2 \rightarrow G \rightarrow W_1$ であるものが転倒してあらわれたものであり、したがってすでに所有している商品資本の生産資本への転化の過程にすぎない。④ とすれば、 $II\ G \rightarrow W_1$ は生産過程への追加的資本の投下でなく、流通過程への投下であり、そこでの G は流通手段である。これが久留間氏の「流通手段」規定の独自の論理である。しかし、こうした規定は果して『資本論』第二卷第三篇の論理に合致したものであろうか。したがって「社会的再生産の視点」からの規定といえるもの

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

のであろうか。

まず第一に疑問に感じるのは、 $II\ G \rightarrow W_1$ が二つの規定をもつことが何故矛盾なのかということである。Ⅱ部門の資本家は流通過程に貨幣資本を投下し、そのことによってⅠ部門から生産財を購入する。そしてこのことは同時に生産過程への資本の投下でもある。したがって $II\ G \rightarrow W_1$ の過程は、たしかに二つの規定—流通過程への貨幣の投下と生産過程への資本の投下—をもつのであるが、しかしこの二つの規定は何ら矛盾するものではない。それは一つの過程の二つの側面であり、流通過程に貨幣を投下することによってのみ生産過程への資本投下が可能となるという関係である。それは貨幣資本の生産資本への転化の過程であり、貨幣資本はそれが貨幣形態にある資本であるが故に流通過程に投下されるのであり、そしてそこでの商品交換を通じて生産過程に入り込むという形態、すなわち生産資本の形態をえるのである。そしてこのことは事後的に見れば生産過程への資本の投下であったということである。したがって流通過程への貨幣の投下と生産過程への資本の投下は決して矛盾するものではないし、また $G \rightarrow W_1$ の過程がこの二つの規定のうちいずれであるかな

どという二者択一的な選択も不用のはずである。ところが久留間氏は $G-W_1$ の二つの側面は矛盾であり、流通過程への投下であるか生産過程への投下であるかいずれかでなければならぬとされる。なぜであろうか。

この間に答えるためにはこの前提として、氏の「流通手段の前貸」規定の独自の論理をもう少し見ておく必要がある。われわれはすでに前節において久留間氏の論理構成の全体を見わたり、ここでは「流通手段の前貸」は一応「社会的再生産の視点」から規定され、その後でそれが個別的資本の視点からみた貨幣資本の第二の側面に対応させられていること。そして他方、「資本の前貸」は何ら「社会的再生産の視点」からの規定がないままにそれが貨幣資本の第一の側面に対応させられていることをみてきた。そしてこうした「流通手段の前貸」と「資本の前貸」の区別が決して「社会的再生産の視点」という一つの視点からの区別ではないことを明らかにしてきた。氏の論理構成においては外観上はたしかにこのとおりである。しかし内実はもう少し複雑である。結論を先どりすればこういうことである。久留間氏は「社会的再生産の視点」から「流通手段の前貸」を規定されるところで「資

本の前貸」については直接には何ら言及されない(というよりも、後に明らかにするようにはできないという方が正確である)のであるが、しかし客観的には事実上そこで「資本の前貸」を規定されているのである。すなわち氏の「流通手段の前貸」を規定される独自の論理は「資本の前貸」を規定する論理でもあるのである。「資本の前貸」は「流通手段の前貸」の背後に隠されているのであって、だからその後で貨幣資本の第一の側面と対応させることができるのである。それでは「流通手段の前貸」を規定する氏独自の論理とは、またそれによって同時に規定される、とはいっても決して直接的には規定されることのない「資本の前貸」とはどのようなものであろうか。

久留間氏の「流通手段の前貸」の規定は $II G-W_1$ による生産手段の購入が事実上、後続する W_2-G の先どりであり、すでに商品形態において所有している資本の生産資本への転化にしかならないものである。したがって、そこで投下された貨幣は生産過程に本来的に投下されたとはいえないのであって流通過程でのみ流通の媒介物として機能する。だから「流通手段」であるというものであった。この論理において軸を

なしているのは、 $G \rightarrow W_1$ が実は $W_2 \rightarrow G$ の先どりであるという理解である。とすれば、同じ $G \rightarrow W_1$ の過程であっても、それが逆に $W_2 \rightarrow G$ の先どりではなく、したがって、すでに商品形態において所有している資本の生産資本への転化でないならば、そこで投入された貨幣は流通過程に投下されたのではなく、流通の媒介物として機能するわけでもないということになる。しかし、こうした状況はどのようにして可能になるのであるうか。想定しうる状況は一つである。 $G \rightarrow W_1$ の過程が後続する $W_2 \rightarrow G$ の過程をもたないこと、 $W_2 \rightarrow G$ なき $G \rightarrow W_1$ がそれである。すなわち生産過程の拡張のために新たな追加的資本が投下される場合がそれである。この場合、 $G \rightarrow W_1$ が意味するものは流通の媒介のために必要な貨幣が流通過程に投下されたのではなく、新たな追加的資本が生産過程に投下されるということである。そして、そのことの結果としてすでに所有している商品資本 W_2 の転化形態でない新たな生産資本 W_1 をえたということである。こうした久留間氏の「流通手段」規定の逆規定、これこそ氏の「資本」規定であり「資本の前貸」の内容なのである。

久留間氏が「社会的再生産の視点」から「流通手段の前

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

貸」を規定される際に、決して直接にはふれられることのない「資本の前貸」がこうしたものであるとすれば、明らかにそこには一つの基準に立脚した事実上の区別が存在する。すなわち、 $G \rightarrow W_1$ の過程が後続する $W_2 \rightarrow G$ の先どりであるか否か、後続する $W_2 \rightarrow G$ をもつか否かという基準、つまり新たな追加的資本の投下であるか否かという基準にもとづく区別が存在するのである。 $G \rightarrow W_1$ が追加的資本の投下である場合、それは本来の生産過程への投下であり、そしてそれが銀行の前貸によるものならば、それは「資本の前貸」なのである。他方、 $G \rightarrow W_1$ が追加的資本の投下でなく、すでに所有している商品資本の生産資本への転化である場合、それは流通過程への「流通手段」の投下であり、したがって「流通手段の前貸」なのである。こうした新たな追加的資本の投下であるか否か（生産過程への投下か流通過程への投下か）ということは、このことの別表現にすぎない、これこそが久留間氏の「流通手段の前貸」と「資本の前貸」の事実上の区別の基準なのである。

このように見れば何故に久留間氏が、 $G \rightarrow W_1$ が生産過程への資本と流通過程への貨幣の投下という二つの規定を同

時にもつことが矛盾だといわれるのか、その理由が理解できるのである。氏がはじめに $G \rightarrow W_1$ が二つの規定をもつといわれた時に、そこで意味していたものはあくまで、この二つの規定が $G \rightarrow W_1$ という一つの過程の二つの側面という意味においてであった。つまり流通過程に貨幣を投下することによって生産過程への資本投下は可能となるという意味であった。

すでに述べたように、二つの規定をこうした意味で理解する限りそこには何ら矛盾はない。ところが新たな追加資本の投下か否かという意味で生産過程への投下と流通過程への投下という二つの規定が理解されるなら、それは明らかに異なった二つの $G \rightarrow W_1$ の過程である。この二つの過程を一つの過程におしこめるなら、つまり同時に両立させようとするなら、それは明らかに矛盾である。 $G \rightarrow W_1$ の過程が新たな追加資本の投下（ \parallel 生産過程への投下）であると同時に新たな追加資本の投下でない（ \parallel 流通過程への投下）ということはありえないからである。したがって久留間氏は一つの過程の二つの側面という意味でこの $G \rightarrow W_1$ の過程がもつ二つの規定を、追加資本の投下とそうでない場合という意味での現実に異なる二つの過程に置きかえることによって「矛盾」をつくりだし、こん

どはその二つの過程が「流通手段の前貸」の場合と「資本の前貸」の場合という別々の過程であることを承認されることによって「矛盾」を「解決」されておられるのである。ここにはいうまでもなく一つの混同がある。 $G \rightarrow W_1$ は流通過程に貨幣を投下することによって生産過程に資本を投下するのだということと、追加的資本の投下（ \parallel 生産過程への投下）とそうでない場合（ \parallel 流通過程への投下）という意味での二つの $G \rightarrow W_1$ の過程との混同である。そして、こうした混同を生みだしたのもこそ、 $G \rightarrow W_1$ は後続する $W_2 \rightarrow G$ の先どりであるが故にそこでの G は流通過程にのみ投下され「流通手段」であるという久留間氏独自の流通手段規定、したがって追加的資本の投下であるか否かによって「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別しようとするその区別の基準そのものである。しかし、疑問はまだ残る。久留間氏はこうした混同を含みながらも、一応一つの基準、すなわち追加的資本の投下であるか否かという基準から「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別しておられる。ところが、すでに前節において見たように氏の論理の展開においては「資本の前貸」の規定は「流通手段の前貸」の規定と同時に与えられてはいない。す

なわち、氏独自のものであるとはいえ「社会的再生産の視点」Ⅱ『資本論』第二卷第三篇の論理に即しては与えられていないのである。そして「資本の前貸」は「社会的再生産の視点」からの規定を与えられぬままに「貨幣資本の第一の側面」と対応させられているのである。そこでいわれる「資本の前貸」の内容は「私的所有にもとづくその量的限界の突破」、投下される全資本価値の本源の形態」、新たに投下される資本がえがく循環形態 $G \rightarrow G'$ の出発点としての貨幣資本」といったものであり、そうした内容はあきらかに氏の事実上の区別の基準、つまり新たな追加資本の投下であるか否かという基準による「資本の前貸」の規定を個別資本の回転における貨幣資本に対応させ表現したものである。ところが「社会的再生産の視点」から「流通手段の前貸」が規定される点では、そこで同じ規準から「資本の前貸」も規定されてよいはずであるのに、ここでは「流通手段の前貸」のみが規定されるのである。なぜであろうか。

結論を先どりすればこういふことである。すなわち『資本論』第二卷第三篇の論理においては、久留間氏の区別の基準である個々の資本が新たな追加的資本を投下するか否かとい

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

うことはそもそも問題にならないのであって、したがって「資本の前貸」はそこで規定しようにもできないということである。そしてこのことは氏の独自の論理によってつくられた「社会的再生産の視点」からの事実上の区別の基準が、決して本来の「社会的再生産の視点」すなわち『資本論』第二卷第三篇のそれではなく、あくまで個別資本の視点からのものであるということである。「流通手段の前貸」、したがって追加的資本の投下でない場合は、まがりなりにも『資本論』第二卷第三篇の形式を借りることができるのであるが、「資本の前貸」においては形式上もそれは不可能なのである。いうまでもなく『資本論』第二卷第三篇の基本的見地は、部門間の価値的、素材的補填がどのような条件のもとで過不足なくおこなわれ、したがって社会的総資本の再生産が円滑な進行が保たれるかということである。年度始めにおいて、一定の有機的構成のもとに一定の資本がⅠ・Ⅱ両部門に不変資本Cあるいは可変資本Vとして配分されており、一定の剰余価値率のもとで生産がおこなわれる。年度末においては、こうした諸条件のもとで生産された商品総量が流通過程を媒介として、次年度の生産のために再編成されるわけである。

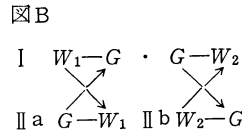
この場合、兩部門の価値的、素材的編成が $I+V+II+III+C$ を満たすものであれば次年度は單純再生産が、I部門が余剰な生産手段(單純再生産を保障するに足る以上のもの、したがって $I+V+II+III+C$)を生産していることを前提として $I+V+II+III+mk=II+c+mc$ が満たされれば、次年度は拡大再生産がおこなわれることになる。ここで重要な点は流通過程はあくまでもこうした条件のもとにある商品総量を次年度の生産のために再編成するにすぎないということである。したがって、ここではすでに媒介されるべき商品総量は前提されているのである。そうだとすればこのあとに必要なものはこの生産物の部門間移転、したがって商品流通を媒介する貨幣流通手段のみであり、この貨幣流通手段の一定量が媒介されるべき商品総量とは別に存在すれば再生産は円滑に進行することになる。

ところが久留間氏の「社会的再生産の視点」からの事実上の区別の基準とは、 $W_2 \rightarrow G$ なき $G \rightarrow W_1 \rightarrow$ 新たな追加資本の投下 \rightarrow 本来の生産過程への投下 \rightarrow 「資本の前貸」、 $W_2 \rightarrow G$ を伴う $G \rightarrow W_1 \rightarrow$ 商品資本 W_2 の生産資本 W_1 への転態 \rightarrow 流通過程への投下 \rightarrow 「流通手段の前貸」というものである。この区別の基

準において重要なのはII部門の資本家が販売すべき商品を持っているか否かということである。売るべき商品を持っていない場合、銀行の前貸による $G \rightarrow W_1$ は資本の生産過程への投下であり、したがってその前貸は「資本の前貸」であるということである。そして逆の場合が「流通手段の前貸」である。しかし、すでに述べたように『資本論』第二巻第三篇においては、売られるべき商品は單純再生産の場合であろうと、拡大再生産の場合であろうとすでに存在しているのである。ここでは、 $W_2 \rightarrow G$ なき $G \rightarrow W_1$ ということはありえないことである。II部門の資本家が売るべき商品を持っていないとすれば、I部門の資本家は素材的・価値的補填をなすことができず、したがって社会的総資本の再生産はなしえないことになるのである。

こうしたことは久留間氏のいう「資本の前貸」、したがって $G \rightarrow W_1$ が $W_2 \rightarrow G$ を伴わない場合が減価償却資金の投下、あるいは蓄積資金の投下のことをさしている場合においても妥当する。なるほどこれらの場合には、固定資本の現物的更新、あるいは新規投資が行われる年度には一方的な購買すなわち $W_2 \rightarrow G$ なき $G \rightarrow W_1$ が生じうる。とはいえ、このことが妥当す

るのは、あくまで固定資本の更新、新規投資を行う個別資本にとつてのことである。この過程は図Bのようなものである。



図においてⅡaの資本家がそうした資本家であり、彼らはたしかに一方的な購買 $G-W_1$ をなしている。しかし、社会的総資本の再生産を前提する限りⅠ部門の資本家はⅡ部門の資本家から消費財 W_2 を購入する必要がある。そして、この消費財 W_2 を販売するⅡaの資本

家はⅡbの資本家とは逆に一方的な販売 W_2-G をおこなっているわけである。そして、この一方的販売と一方的購買が量的に均衡すれば、社会的総資本の再生産は支障なしに進行することになる。したがって W_2-G なき $G-W_1$ という事態は個別資本の視点からみれば、たしかになりたちうるのであるが、社会的再生産の視点から見れば、それは $G-W_1$ なき W_2-G によって支えられているのであり、したがってやはり $G-W_1$ は W_2-G を伴っているのである。

久留間氏の「社会的再生産の視点」からの区別においては、前貸を受けた資本家が販売すべき商品をもっているか否か、それが「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を分かつ分水嶺

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

であった。しかしながら『資本論』第二巻第三篇においては、どの場合においても、社会的再生産の視点から見る限り、販売されるべき商品総量の存在は前提であり、したがって $G-W_1$ の過程は常に W_2-G を伴うものである。すなわち久留間氏が事実上「社会的再生産の視点」からの区別の基準として設定された $G-W_1$ が W_2-G を伴うか否かという基準はそこには存在しないのである。このことは『資本論』第二巻第三篇の課題からして当然のことである。すでに述べたように、この主要な課題は社会的総資本の再生産の円滑な進行がどのような条件のもとで可能となるかということである。そして、そうした条件を部門間の価値的・素材的關係として示したものが先の単純再生産・拡大再生産の均衡条件である。現実の再生産の過程はいうまでもなく、たえざる不均衡の過程である。しかし、不均衡というこのより具体的な現象を説明するためには、それが何からの不均衡なのかをまず示す必要がある。すなわち不均衡のなかを貫ぬく均衡条件をまず明らかにする必要があるのである。しかし部門間の均衡条件とは、Ⅰ部門がⅡ部門に販売する商品総量がⅡ部門のⅠ部門に販買する商品総量に等しいことに他ならない。こうした商品

総量が前提されてはじめて社会的総資本の円滑な再生産は可能となるのである。ところが久留間氏のいわれる「社会的再生産の視点」からの W_2 — G なき G — W_1 とはⅡ部門の資本家のⅠ部門の資本家からの一方的な購買を意味するものである。つまりそこでは部門間の均衡はすでに破壊されているのである。部門間の不均衡が前提となっているのである。こうした不均衡の過程を分析する視点はたしかにある意味では「社会的再生産の視点」であるかもしれない。しかし、それはすくなくとも『資本論』第二巻第三篇の視点ではないのであって、均衡条件の前提のもとでは、個別資本の視点からは W_2 — G なき G — W_2 はいいいうるとしても、社会的再生産の視点においては W_2 — G なき G — W_1 などありようがないのである。

「流通手段の前貸」すなわち G — W_1 が W_2 — G を伴う場合には、こうした個別資本の視点と「社会的再生産の視点」の相異はあらわれてきようがない。しかし W_2 — G なき G — W_1 である「資本の前貸」においてはこの相異は明瞭である。そこで「社会的再生産の視点」から W_2 — G なき G — W_1 をいうことは『資本論』第二巻第三篇の前提である均衡条件、したがって W_2 — G を伴う G — W_1 と明らかに矛盾することになるのである。

久留間氏において、「流通手段の前貸」と同時に事実上「資本の前貸」が規定されているにもかかわらず、「資本の前貸」がそこに登場しないのはこうした理由からなのである。そしてこのことは、氏の「社会的再生産の視点」からの事実上の区別の基準が本来の「社会的再生産の視点」すなわち『資本論』第二巻第三篇のそれではなく、個別資本の視点からのものであることを意味しているのである。

四 貨幣資本の二側面の独立化による

二つの前貸への対応

これまでわれわれは、久留間氏のいわれる「社会的再生産の視点」からの区別がいかなるものであるかを見てきた。そして氏の事実上の区別の基準とは、 G — W_1 が後続する W_2 — G を伴うか否かというものであること。しかしこうした G — W_1 が W_2 — G を伴うか否かという基準は、社会的再生産の均衡を前提とした、したがって G — W_1 が必ず W_2 — G を伴う「資本論」第二巻第三篇の論理の中では「社会的再生産の視点」からの区別の基準としては意味をなさないものであって、そこでは W_2 — G なき G — W_1 は個別資本にとってのみいいうることである

こと。とすれば久留間氏の「流通手段の前貸」(W_2-G)を伴う $G-W_1$ も個別資本の視点からの規定であるといわざるをえないのであって、すなわち、氏は「社会的再生産の視点」から区別をおこなうといわれながら個別資本の視点から事実上区別をおこなわれているのだということ。以上がこれまでの考察のあらましである。

ここでわれわれは何故、久留間氏が「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を「個別資本の回転における貨幣資本の二つの側面」に対応させられていたのか、その理由を理解することができる。すなわち、久留間氏は事実上個別資本の視点から「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別されているが故にそれと同じ個別資本の視点から見た「貨幣資本の二つの側面」に対応させられているのである。したがって久留間氏においてはこの二つの区別は表現こそちがえ同じものなのである。しかし、こうした対応ははたして可能であろうか。久留間氏は「社会的再生産の視点」と個別資本の視点を混同されていた。しかし氏が「社会的再生産の視点」と思われていた区別が事実上個別資本の視点からのものであったが故にまた氏はそれを「貨幣資本の二つの側面」に対応させられた。

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

たしかに「流通手段の前貸」と「資本の前貸」の区別、それと「貨幣資本の二つの側面」はいずれも個別資本に関わるものである。しかし、そうであるからといって「流通手段の前貸」≡貨幣資本の第二の側面、「資本の前貸」≡貨幣資本の第一の側面というような対応は果して可能であろうか。

マルクスの『資本論』第二巻第三篇第一八章における「貨幣資本の二つの側面」についての指摘は次のようなものである。

「個別資本の回転を考察したときには貨幣資本は二つの側面から明らかにされた。

(一) 貨幣資本は、各々個別的資本が舞台にのぼる—資本としての過程を開始する—際にとる形態である。だからそれは、全過程をうごかす起動力として現象する。

(二) 回転期間の長さの相異およびその両成分—労働期間と流通期間—の比率の相異に応じて、投下資本価値のうちにあらず貨幣形態で投下され更新されねばならぬ成分がそれによって運動させられる生産資本に対する比率、すなわち連続的生産の規模に対する比率が相異なる。だが、この比率の如何をとわず、いかなる事情のもとでも、過程的資本価値のうち

絶えず生産資本として機能しうる部分は、投下資本価値のうちたえず生産資本と相並んで貨幣形態で実存せねばならぬ部分によって制限されている」⁽¹⁾。

ここでマルクスが述べていることは明らかに貨幣資本という一つの対象が同時にもつ二つの側面についてである。貨幣資本は一方において、資本がその過程を開始する形態であり、したがってその起動力として現象する。しかし他方で同時に、そうした貨幣資本の存在は生産過程において生産資本として機能する資本部分の存在を制限するものでもある。資本はその過程を開始するにあたって貨幣資本の形態をとらざるをえないが、しかしそうであるが故に生産資本形態にある資本は量的に制限されざるをえない。これがここでマルクスの述べていることである。

ところが久留間氏は「第一の面における貨幣資本の投下は生産過程への資本投下をあらわすのに対して、第二の面における貨幣資本の投下は流通過程への資本投下をあらわしている」⁽²⁾とされ、貨幣資本の第一の側面Ⅱ「資本の前貸」、貨幣資本の第二の側面Ⅱ「流通手段の前貸」であるといわれる。

くりかえしになるが氏の「流通手段の前貸」と「資本の前

貸」の区別は、それぞれ $W_2 - G$ を伴う $G - W_1 \downarrow$ 商品資本 W_2 の生産資本 W_1 への転態 \downarrow 流通過程への投下 \downarrow 流通手段の前貸、 $W_2 - G$ なき $G - W_1 \downarrow$ 新たな追加資本の投下 \downarrow 本来の生産過程への投下 \downarrow 「資本の前貸」というものである。したがってこうした区別は資本が $G - W_1$ によってその過程を開始する場合の異った二つの過程である。すなわち「流通手段の前貸」として投下される貨幣資本もあれば「資本の前貸」として投下される貨幣資本もあるということである。とすれば久留間氏は、マルクスの「貨幣資本の二つの側面Ⅱ」を貨幣資本という一つの対象が同時にもつ二つの側面としてではなく、第一の側面において規定される貨幣資本と第二の側面において規定される貨幣資本という二つの貨幣資本において理解されているということである。そして、そうした前提のもとに一方の貨幣資本は生産過程Ⅱ 価値増殖過程に投下され、他方の貨幣資本は流通過程に投下されるのだということをいわれているのである。

ここには明らかに一つの混同がある。すなわち貨幣資本がそれ自身の属性としてもつ二つの側面と貨幣資本が「流通手段の前貸」として、あるいは「資本の前貸」として投下され

る場合との混同である。貨幣資本の第一の側面とは、貨幣資本を資本循環の出発点として見たものであるのに対し、第二の側面はその同じ貨幣資本を、生産の連続性を保つために同時に並存している他の形態の資本、とりわけ生産資本との関係において見たものである。したがって、こうした貨幣資本の二つの側面を分離し二つの貨幣資本にそれぞれ対象化することはできないのである。この貨幣資本の二つの側面は、貨幣資本が「流通手段の前貸」として投下されようとも、「資本の前貸」として投下されようとも、それが貨幣資本である限り常にもつところの貨幣資本の属性なのである。

しかし、こうした貨幣資本の二つの側面を「流通手段の前貸」あるいは「資本の前貸」としての投下される貨幣資本にそれぞれ対象化するという誤りは久留間氏において何故に生じたのであろうか。われわれは前節において、氏が $G \rightarrow W_1$ という一つの過程の二つの側面（貨幣の流通過程への投下は同時に資本の生産過程への投下である）と二つの異った $G \rightarrow W_1$ の過程（ $W_2 \rightarrow G$ を伴う $G \rightarrow W_1$ と $W_2 \rightarrow G$ なき $G \rightarrow W_1$ ）を混同されていることを見た。そしてさらに久留間氏においては「流通手段の前貸」 $\parallel W_2 \rightarrow G$ を伴う $G \rightarrow W_1 \downarrow$ 商品資本の生産資本への転態

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

（追加的資本の投下でない） \downarrow 流通過程への投下、「資本の前貸」 $\parallel W_1 \rightarrow G$ なき $G \rightarrow W_2 \downarrow$ 新たな追加資本の投下 \downarrow 生産過程への投下であり、これが「流通手段の前貸」と「資本の前貸」の事実上の区別の基準となっていることも確認した。問題はここで使われている「流通過程への投下」、「生産過程への投下」ということばである。

資本は自らを貨幣形態において流通過程に投下し、そこで貨幣として機能することによって生産手段を購入し、そのことによって生産資本に転化し、資本の生産過程への投下をおこなう。したがって流通過程への貨幣（資本）の投下と生産過程への（貨幣）資本の投下は同じ $G \rightarrow W_1$ の過程がもつ二つの側面である。流通過程への貨幣資本の投下とは $G \rightarrow W_1$ の過程を貨幣資本の貨幣的側面における機能に即して表現したものであり、他方、生産過程への投下はその資本的側面における機能に即した表現である。これが「流通過程への投下」「生産過程への投下」ということは本来の意味である。ところが久留間氏が前貸の区別の基準において使われている「流通過程への投下」「生産過程への投下」ということばは、こうした本来の意味での使い方ではない。それはこの区別の

実質的な内容である新たな追加資本を投下するか否かということの別の表現として使われているのである。本来の意味からすれば、追加資本の投下であろうとなかろうと貨幣資本の投下は貨幣的側面においては流通過程に投下される以外になり、資本的側面としては生産過程に投下されるのである。

ところが久留間氏は追加資本の投下においてはこの貨幣資本投下の資本的側面のみを見られ「生産過程への投下」といわれるのであり、追加的資本の投下でない場合には貨幣的側面のみを見られ「流通過程への投下」といわれるのである。これは貨幣資本投下の貨幣的側面と資本的側面という、分離しえない一つの過程の二つの側面を分離し、現実に異なる二つの貨幣資本投下にあてはめるものである。そしてそのことは同時に、 $G-W_1$ という一つの過程の二つの側面と二つの異った $G-W$ の過程を混同してとらえるということでもあるのである。

さらに、こうした混同を前提としてもう一つの混同がおこなわれる。それはいま述べた貨幣資本投下の資本的側面（生産への投下）・貨幣的側面（流通過程への投下）を貨幣資本の第一の側面・第二の側面と混同して対応させるといものである。

すなわち貨幣資本の第一の側面はその資本的側面をあらわし、第二の側面は貨幣的側面をあらわすという対応である（このことは第一の側面＝生産過程への投下、第二の側面＝流通過程への投下という久留間氏の指摘から明らかである）。しかし、こうした対応はなりたちえない。資本循環が貨幣資本においてその過程を開始する（第一の側面）ということと、その貨幣資本が流通過程においては貨幣として機能し、同時にその結果として生産過程への資本の投下がおこなわれるということとは両立しうることである。また生産過程の連続性を保つために必要である貨幣資本が生産資本を制限するものである（第二の側面）ということとは、この貨幣資本が貨幣であると同時に資本であるからである。「貨幣資本の二つの側面」とその貨幣的側面、資本的側面は明らかに異ったカテゴリーであり、したがって久留間氏のように第一の側面を資本的側面（生産過程への投下）にのみ、第二の側面を貨幣的側面にのみ結びつけるということとはできないのである。

しかし、「貨幣資本の二つの側面」が貨幣資本の貨幣的・資本的側面とそれぞれ結びつけられ、しかも、すでに述べたようにこの貨幣的・資本的側面が追加的資本の投下とそうで

ない場合という二つの異なる $G-W_1$ の過程にそれぞれ対象化

されているとすれば、「貨幣資本の二つの側面」もまた現実の二つの過程に分離されることになる。

したがって久留間氏においては、第一に、貨幣資本投下 $G-W_1$ における貨幣的側面（流通過程への投下）と資本的側面（生産過程への投下）という分離しえない二つの側面が、現実と異なる二つの $G-W_1$ の過程に対象化され、追加的資本の投下でない場合 \parallel 流通過程への投下、追加的資本の投下 \parallel 生産過程への投下とされ、第二に、このように二つの過程に分離された貨幣資本の貨幣的側面が貨幣資本の第二の側面と、資本的側面が第一の側面と等置されることにより、「貨幣資本の二つの側面」もまた追加的資本の投下である場合とそうでない場合の二つの過程に分離されることとなるのである。しかし、こうしたことはいくつかの混同、とりわけ一つの過程の二つの側面を二つの過程と混同することなしには、なしえないことである。したがって「貨幣資本の二つの側面」を「流通過程の前貸」と「資本の前貸」に対応させることはできないのである。

(一) Das Kapital a. a. O., Bd. II, S. 354. 邦訳、前掲、第二

「流通過程の前貸と資本の前貸」について（浅田）

卷、四三三頁。

(2) 前掲久留間論文、「上」、三三頁。

五 「社会的再生産の視点」とは何か

(1) 流通手段規定の問題点

これまでわれわれが見てきた久留間氏の「流通手段の前貸」と「資本の前貸」の区別とは、「流通手段の前貸」 $\parallel W$ を伴う $G-W$ （ W 資本の P 資本への転態、したがって追加的資本の前貸ではない） \parallel 流通過程への投下 \parallel 貨幣資本の第二の側面、「資本の前貸」 $\parallel W-G$ なき $G-W \parallel$ 追加的資本の前貸 \parallel 生産過程への投下 \parallel 貨幣資本の第一の側面というものであった。しかし、こうした区別におけるそれぞれの対応関係の中に貨幣資本の第一、第二の側面を同様に並べることが不可能であることは前節で述べたとおりである。また $G-W$ が $W-G$ を伴うか否かということや、それが生産過程への投下であるか流通過程への投下であるかということはいずれも追加的資本が投下されるか否かということの別表現にすぎないということもすでに述べたとおりである。とすれば、久留間氏の区別は結局、「流通手段の前貸」 \parallel 追加的資本の投下で

ない場合（ W 資本の P 資本への転態）、「資本の前貸」 \parallel 追加的資本の投下という区別に単純化されてしまうことになる。そして、こうした前貸の区別はあくまで借り手である個々の産業資本の立場から見た区別である。とすれば、久留間氏は「社会的再生産の視点」から流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別するといわれ、「資本論」第二巻第三篇を素材として、一応の区別をおこなわれたのであるが、客観的にはなんらそこには「社会的再生産の視点」からの区別はないことになる。

追加的資本の投下であるか否かを基準とした区別は、すでに本稿の冒頭で紹介した三宅氏の第一の視点からの区別と何ら異なるものではない。久留間氏は、氏の「社会的再生産の視点」からの区別が結局は三宅氏の区別に行きつくものであることを自覚しておられない。しかし、そうだとすれば、氏は「社会的再生産の視点」からの区別において本来どのような区別を意図しておられたのかということが当然次の問題とならざるをえない。そもそも「社会的再生産の視点」からの区別とは、久留間氏にとっていかなるものであるべきなのか。これがここでの新たな問題である。しかし、この問題は氏の

流通手段の規定と深く関った問題であるように思える。したがって氏の流通手段規定そのものの問題点を考察する中でこの問題を考えてみたい。

久留間氏は、三宅氏の見解に対し自分の見解の基本的視角を提示された際に「『流通手段』という貨幣の規定性は、それ自体、商品流通によってうけるところの貨幣の独自の形態規定なのであり、たんなる個々の資本の立場をはなれた一つの客観的な規定にはかならない」と述べられていた。しかし、これまで考察してきたことから明らかのように、氏の「流通手段」規定とは、 $W \rightarrow G$ が $G \rightarrow W$ を伴うか否か、したがって新たな追加資本の投下であるか否かという基準にもとづいた規定でもあった。それは、氏の表現を借りるなら決して「商品流通によってうけるところの貨幣の独自の形態規定」によって規定されたものではありえない。むしろ逆に「たんなる個々の資本の立場」と結びついて規定されたものである。とすれば、久留間氏においては流通手段は二重に規定されていることになる。すなわち、「商品流通によってうけるところの貨幣の独自の形態規定」としての流通手段、したがって「個々の資本の立場をはなれた」流通手段という規定と、

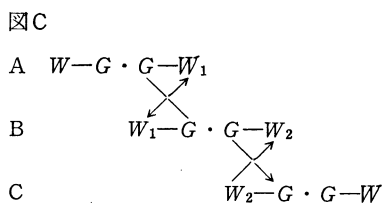
$G \rightarrow W$ が $W \rightarrow G$ を伴うか否か、新たな追加資本の投下であるか否かという基準によって規定された、したがって「個々の資本の立場」と結びついた流通手段の規定という二重の規定である。

久留間氏においてこうした流通手段の二重規定が生じるのはいうまでもなく、すでに述べた貨幣資本の貨幣的側面と資本的側面（すなわち貨幣資本は貨幣としては流通過程に投下されるがそのことによって同時に資本としては生産過程に投下される）を追加資本の投下とそうでない場合に分離して対応させていることの結果である。商品流通による形態規定としての流通手段とは、貨幣資本が一方においては貨幣そのものであり、したがって流通過程に投下され、そこで商品流通の媒介物としてうけとるところの形態規定である。こうした意味での流通手段の規定は、貨幣資本が追加資本として投下されたか否かということとは関係のないことである。いずれの場合であってもやはり流通手段である。ところが久留間氏は貨幣資本の貨幣的側面のみを $W \rightarrow G$ を伴う $G \rightarrow W$ すなわち追加的資本の投下でない場合と結びつけられるが故に、商品流通による形態規定としての流通手段規定が追加的資本の投下でない場合

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

にのみ限定されることになる。そしてこのことの結果、追加的資本の投下としての貨幣資本の投下はいかなる意味においても流通手段の投下でないことになる。これは、本来 $G \rightarrow W$ という一つの過程の二つの側面であるものを二つの $G \rightarrow W$ の過程に対応させたことの結果なのである。しかし問題は何故このような混同が生じたかである。

久留間氏における混同の原因は、商品流通による形態規定としての流通手段も追加的資本の投下でない場合の流通手段規定もいずれも形式的には $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G として表現することができるとい点にある。マルクスは貨幣の流通手段としての機能を説明する場合、「一商品の総変態は、その最も単純な形態では、四つの極と三人の登場人物とを前提する」と述べ図Cのような状況を設定し、ここでは $W_1 \rightarrow G$ には $G \rightarrow W$ が $G \rightarrow W_1$ と $G \rightarrow W_2$ において二重の意味で対応することを述べている。こうした商品流通を媒介する貨幣すなわち流通手段を $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G として表現することは可能である。他方、久留間氏のいわれる追加的資本の前貸でない場合、すなわち本来 $W_2 \rightarrow G \rightarrow W_1$ であるものが転倒して $G \rightarrow W_1 \rightarrow W_2 \rightarrow G$ としてあらわれてはいるもののその内実は商品資本 W_1 の生産資



が追加資本の投下、すなわち $W-G$ なき $G-W$ であるとする。しかし、これはやはり商品流通を媒介しているものであり、したがって流通手段である。

ところが久留間氏は、これは流通手段ではないといわれ
る。なぜか。

「銀行の前貸するものはつねに貨幣であり、その貨幣は購買手段としてか支払手段としてか流通に投ぜられる。そしてひとたび流通に投じられるならば、それは流通手段として機能するのであるから……銀行はつねに流通手段を前貸することにならないか、という問題である。

本 W_2 への転態であるという場合、ここでの G もたしかに $W-G-W$ の G と表現してされう。こうした表現上の同一性、これが久留間氏の混同の原因である。しかし、この二様の $W-G-W$ の G という表現があらわしている内容はあきらかに異なったものである。そのことは追加資本の投下の場合を考えれば明らかである。たとえば図Cにおいて、Aの $G-W_1$

しかし、この問題については次のことが想起されなければならない。すなわち、貨幣は $W-G-W$ の媒介としての形態規定性においてのみ流通手段なのであり、この規定をぬきにしては流通手段という規定はありえないことである。(2)(傍点は引用者)。

ここで久留間氏がいわれていることの意味は、先の追加資本の投下の場合の $G-W_1$ に即していえば、この $G-W_1$ は先行する $W-G$ を伴っていない。したがって、 $W-G-W$ の G という流通手段規定を十全に満たしていない、だから流通手段でないということであろう。しかしこうした把握は形式にとらわれた流通手段規定といわざるをえない。マルクスの流通手段規定においては登場人物はすべて商品生産者であり、したがって何らかの商品をもって流通界に登場する。そこでははじめから貨幣のみをもって流通界にあらわれる生産者は前提されていない。こうした前提のもとでは商品流通の媒介物としての流通手段はすべて $W-G-W$ の G として表現される。しかし、このことはあくまで、こうした前提のもとでの貨幣による商品流通の媒介の表現の形式である。重要な点は貨幣の投下したがって購買が対応する販売をもち、その商品交換を通じ、投下された貨幣の持ち手がかわり、そのことを通じ

て次の商品交換が可能となっていく、すなわち商品流通がこの貨幣によって順次媒介されていくというこうした関係である。そして、こうした貨幣の機能こそ流通手段機能といわれるものなのである。追加的資本の投下においても、その購買 $G-W_1$ が対応する販売 W_1-G をもち、したがって商品 W_1 の流通を媒介していることはあきらかである。そしてこの貨幣は順次持ち手をかえながら W_2 、 W_3 …の商品流通を媒介していくわけである。したがって、それが出発点において先行する $W-G$ をもっていないとしても、やはりそれが流通手段であることにかわりはないのである。とすれば、同じ $W-G-W$ の G という表現上の形式的な同一性があるとはいえ、商品流通による形態規定としての流通手段を追加的資本の投下でない場合の $G-W$ にそのまま結びつけることはできないのである。

ここでわれわれは、久留間氏の流通手段規定のもう一つの問題点を見ておく必要がある。それは氏の流通手段規定においては流通手段 \parallel 社会的流通において必要とされる通貨量であるという問題である。

「銀行券流通に必要な貨幣の供給者として機能するかぎりでは、

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

その前貸は、すでに一定の規模の再生産と流通とを前提としているすなわち一定の規模の再生産と流通が前提され、その媒介に必要な通貨量が供給されるにすぎない。

これに反して、あらたに資本として投下されるところの貨幣資本の前貸の際には、その前貸に対する要求は、けっして一定規模の再生産と商品流通を前提し、その必要によって規定されているのではない。この場合には、⁽³⁾「新たな資本の投下が逆にそれらを規定するものとしてあらわれる」。

「銀行による、流通に必要な通貨の供給の増大は…流通必要量の増大の反映にはかならず、けっしてあらたな商品価格の騰貴の原因ではありえない。これに対して、銀行による資本の前貸の場合には、銀行の前貸の増大はあらたな物価騰貴の一契機となる」⁽⁴⁾。

ここでは「流通手段の前貸」が「流通に必要な通貨の供給」とその表現が変化しているものの、いわれていることの内容は「流通手段の前貸」「資本の前貸」の再生産と流通の規模および物価騰貴との関連である。「流通手段の前貸」は再生産と流通の規模によって規定される。したがって、そこで前貸される通貨 \parallel 流通手段の量はこの商品流通の媒介に必要なものであり、物価を騰貴させない。他方、「資本の前貸」は再生産と流通の規模によって規定されず、したがって、その前貸は商品流通の媒介に必要なものでなく、物価を騰貴さ

せる。この指摘で重要な点は、その前半部分、「流通手段の前貸」は流通に必要な通貨(≡流通手段)量の前貸であるという点にある。しかし、何故に「流通手段の前貸」は流通に必要な通貨(≡流通手段)量に一致するのであろうか。再生産と流通の規模はたしかに氏のいわれるとおり、その流通の媒介に必要な通貨(≡流通手段)量を規定する。しかし、このことは「流通手段の前貸」が何故にこの必要な通貨(≡流通手段)量に一致するのかということを説明しはしない。再生産と流通の規模がその流通の媒介に必要な通貨(≡流通手段)量を規定するということと、この必要量に「流通手段の前貸」による通貨(≡流通手段)の供給が一致するかどうかということは別のことである。前者はどれだけの通貨が社会的流通の媒介のために必要かという問題であり、後者は前貸されるものが流通手段であるということをいっているにすぎない。久留間氏はこの点を説明されていない。

しかし、この点に実は氏の独自の流通手段理解が秘められているのである。すなわち流通手段はそれが流通手段と規定されるものである以上、常に社会的流通にとって必要な通貨量としてあるのだ。つまり流通手段規定は常に社会的な量的

規定を含んだものとしてあるのであって、この社会的な量的規定なしには流通手段規定はありえないのだという理解である。たしかに流通手段規定それ自体の中に、こうした意味での量的規定を含めれば、「流通手段の前貸」は常に流通必要通貨量であり、両者が何故に一致するのかという説明は不用である。

久留間氏はおそらくこうであろう。商品流通によって形態規定されるところの商品流通の媒介に必要な流通手段とは $W - G - W$ の G である。ここで $W - G$ は社会的な規模での商品総量の供給を、したがって再生産と流通の規模の表現である。それに対して $G - W$ は流通手段の供給をあらわしている。したがって $W - G - W$ の G という流通手段規定は、再生産と流通の規模に対応した流通手段の供給、すなわち流通必要通貨量の供給という内容を同時に含まざるをえない、こうである。⁽⁵⁾ たしかに $W - G$ に一定の時点における社会的な規模での商品供給総量を代表させることは可能である。そして流通手段の量は、流通する商品の価格総額と貨幣流通の平均速度とによって規定されているのであるから、平均速度を所与のものとするれば、その場合 $W - G - W$ の G は流通必要通貨量である

といいうる。しかし、それが流通手段であるか否かというところが、したがって流通手段の規定それ自体が問題であるこの場合においては、 $W-G$ が社会的な規模での商品供給総量を代表しているかどうかはどうでもいいことである。それが流通手段であるか否かをいうためには、「その最も単純な形態では、四つの極と三人の登場人物」を前提すれば十分なのである。たとえば先に見た図CにおいてGは四つのWの流通を媒介としてゐる。この場合、このGはそれが商品流通の媒介物という質的規定性だけでなくこの四つの商品によって規定された量的規定性をもっている。つまりそこでGは質、量ともに規定された流通手段としてゐる。流通手段規定としてはこれで十分である。流通手段であるか否かということを用いるためには、その量的規定性が社会的に必要な通貨量と一致しているかどうかということはとりあえずどうでもいいことである。この一致はこの四つの商品がたまたま社会的商品供給総量であった場合にのみいふことなのである。したがって久留間氏のように流通手段規定に社会的に必要な通貨量という規定をもち込む必要はないのである。

「流通手段の前貸と資本の前貸」について(浅田)

(2) 「社会的再生産の視点」からの区別問題点

久留間氏は先には、商品流通によって形態規定されるところの流通手段とは $W-G-W$ のGであり、他方、追加的資本の前貸でない場合もそこでの $G-W$ は $W-G$ を伴っており、したがってこの $G-W$ のGもやはり本来的には $W-G-W$ のGだということをいわれていた。そしてこの $W-G-W$ のGという表現の形式的同一性ゆえに、貨幣資本の貨幣的側面、したがって貨幣資本が流通過程においてうけとる流通手段という形態規定を追加的資本の前貸でない場合にも結びつけられていた。ところがこんどは、氏は流通手段規定それ自体の中に、本来それとは区別されるべきである社会的に必要な通貨量という規定をもち込まれる。この二つの氏の独自の理解を重ねあわせてみるとそこでの結論は、前貸されるものが流通手段である場合、それは追加的資本が前貸されるのではないが、社会的に必要な通貨量はそれによって供給されるのだということになる。しかし、ここには三つの相互に区別されるべき内容が $W-G-W$ という表現のもとに、混同して結びつけられている。その第一は流通手段規定($W-G-W$ のG)の問題であり、第二は前貸の本来の区別の問題($W-G-W$ は

商品資本の生産資本への転態であり、追加的資本の前貸ではない）であり、第三は流通必要通貨量（ $W-G-W$ ）の G は流通必要量の問題である。これらの相互に異なる内容のものが、氏の独自の流通手段規定によって、ここでは一つに結びつけられてしまっているのである。⁽⁶⁾

しかし、このことから同時にまた逆の場合、すなわち「流通手段の前貸」でない場合がいかなるものであるかも規定されることになる。「流通手段の前貸」でない場合、それは「資本の前貸」の場合以外にないのであるが、この場合には追加的資本が前貸されるのであり、それによって同時に社会的に必要な通貨量が供給されるのだということになるのである。それはすべてこの「流通手段の前貸」の逆規定である。 $W-G$ を伴う $G-W$ に対してはその逆規定としての $W-G$ なき $G-W$ が、商品資本の生産資本への転態（追加資本の前貸でない）に対しては追加資本の前貸が、流通必要通貨量に対してはそうでないものがそれぞれ対応するわけである。したがって、久留間氏は流通手段規定についての氏独自の理解から「流通手段の前貸」＝追加的資本の前貸でない場合＝社会的に必要な通貨量の供給というシエーマを引き出し、そのこ

とによって「資本の前貸」＝追加的資本の前貸＝社会的に必要な通貨量の前貸というもう一つのシエーマを引き出しておられるのである。つまり氏の「資本の前貸」はその独自の流通手段規定によってはじめて可能となっているのである。しかし、ともかくこのように二つのシエーマができあがれば「流通手段の前貸」と「資本の前貸」はそれぞれ、それが流通必要通貨量であるか否かという内容をもつことになる。

そしてこんどは、ひるがえって流通必要通貨量であるか否かによって「流通手段の前貸」と「資本の前貸」が区別されることになる。久留間氏のいわれる「社会的再生産の視点」からの区別とはこれである。銀行の前貸が流通必要通貨量の前貸であるか否かを基準とした区別、これこそ氏が「社会的再生産の視点」からの区別という表現において本来意図しておられる区別なのである。

しかし、久留間氏はこうした「社会的再生産の視点」からの区別に成功しているとはいえない。なぜなら、第一に銀行の前貸するものは常に貸付可能な貨幣資本であり、この貨幣資本がその貨幣的側面において流通過程で受けとる形態規定、これこそが本来の流通手段規定であり、こうした意味で

は銀行はいずれの前貸においても常に流通手段を前貸するとい
いうるからである。

ところが久留間氏の論理においては、「社会的再生産の視
点」からの区別、すなわち流通必要通貨量の前貸か否かとい
う基準からの区別のために、貸付可能な貨幣資本の貨幣的側
面に関わる規定としての流通手段規定が「流通手段の前貸」
として自立化してしまう。つまりこの貨幣資本の貨幣的側面
と資本的側面がそれぞれ前貸の区別として独立化してしまう
わけである。そしてその結果、「資本の前貸」においては流
通手段は供給されないことになってしまう。しかし「資本の
前貸」においてもやはり貸付可能な貨幣資本が前貸されるの
であり、この貨幣資本は貨幣としては流通を媒介し、したが
って流通手段である。銀行はいずれの前貸においても流通手
段を供給するのである。銀行は貸付可能な貨幣資本を前貸す
るのであり、流通手段規定はその貨幣的側面に関わるもので
あること。これが「社会的再生産の視点」からの区別に対し
て指摘さるべき第一の点である。

また第二に、「資本の前貸」⇨追加的資本の前貸⇨社会的
流通に必要な通貨量の供給という一方のシェーマは「流

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

通手段の前貸」⇨追加的資本の前貸でない場合⇨社会的流通
に必要な通貨量の供給という他方のシェーマを前提としては
じめていいうるものである。ところが、すでに述べてきたこ
とから明らかなように、後者のシェーマはなりたちなないも
のである。というのは、たとえ $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G という同一の
表現形式をとっていても流通手段規定それ自体と追加
的資本の前貸でない場合は内容的に異なるものであるし、ま
た流通手段規定それ自体は流通必要量に対応する通貨量の規
定を含まないが故に、流通手段の供給⇨社会的に必要とされ
る通貨の供給ではないからである。

ところが久留間氏はこの社会的に必要とされる通貨の供給
したがって流通必要量に対応した通貨の供給であるか否か
ということを経営の前貸の区別の基準とされ、この基準によ
る区別こそ「社会的再生産の視点」からの区別なのだといわ
れる。たしかに銀行が供給する通貨が流通必要量といかに
関わるかという問題はそれ自体きわめて興味のある問題であ
る。しかし、銀行の前貸による通貨の供給が流通必要量に
対応した通貨供給であるか否かということと本来の銀行の前
貸の区別とは一応別の問題なのである。

二八七（四六五）

久留間氏の論理は一見するとこの二つの別の問題の関連を問題として見るかのように見える。なぜなら、久留間氏の事実上の区別の基準の主要な内容であったところの追加的資本の投下であるか否かという区別。この区別はすでに述べたように三宅氏の第一の視点からの区別と一致するものであり、したがって本来の銀行の前貸の区別の一つのあり方であるからである。追加的資本の投下でない場合は流通必要通貨量の供給であり、逆の場合は逆である。こうした対応はたしかに本来の前貸の問題と流通必要通貨量との関連を問題として見るかのように見える。しかし、久留間氏においてこうした対応がなりたつのはあくまで氏の独自の流通手段規定を媒介にしてのことである。流通手段とは $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G であり、追加的資本の投下でない場合もまた $W \rightarrow G \rightarrow W$ である。そして $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G は同時に流通必要通貨量をあらわすものである。したがって追加的資本の投下でない場合は流通必要通貨量の供給である。こうした論理なしには氏の対応はなりたてない。ここでは $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G という流通手段規定の形式によってすべてが結びつけられてしまっている。というより本来の前貸の区別も流通必要通貨量とともに流通手段規定そ

れ自体の中に、はじめから含まれているといった方がより正確である。こうした関連のさせ方は、決つてことばの本来の意味での関連を問うということではない。すなわち二つの事柄がそれぞれに規定され、そのうえでその両者の関係を問題にするということではない。二つははじめから久留間氏においては同じことなのである。

したがって、流通手段規定と本来の前貸の問題、流通必要通貨量はそれぞれ異なった内容をもつものであり、 $W \rightarrow G \rightarrow W$ の G という表現形式の同一性ゆえにそれらを結びつけるわけにはいかないのだということが氏の「社会的再生産の視点からの区別に対して指摘されるべき第二の点であるということができる。

- (1) Das Kapital, a. a. O., Bd. I, S. 125. 邦訳、前掲、第一卷一四七頁。
- (2) 前掲久留間論文「上」、四〇～四一頁。
- (3) 同右、四二頁。
- (4) 同右、四二～四三頁。
- (5) 久留間氏の流通手段規定が同時に流通必要通貨量という概念を含んだものであるという点については、氏のインフレーション論においてはより一層明確なものとなっている。たとえば氏のインフレーション論の基本的な骨格を示していると

思われる「独自の物価騰貴としてのインフレーション」の概念規定の確立のための一試論」『金融論研究』法政大学出版局一九六四年、所収）においては、流通手段は「無価値な紙片」と対比する形で次のように規定されている。

「紙幣が価値章標として金に代位しうるのは、金自身が $W-G-W$ の中間項として機能する限りにおいてであり、流通手段としての規定にある限りにおいてであるから、先行する $W-G$ の過程を欠く紙幣、販売の結果として存在するのではない紙幣、あらたに印刷され発行された紙幣は、まだ金章標としての規定性をもたず、そのかぎりではたんなる無価値な紙券にすぎないのであって、それによる商品の購買($G-W$)は、実質的には、無価値な紙片による流通界からの商品の取りあげ、あるいは無価値な紙片と商品との交換を意味するにすぎない」(二〇〇頁)。

「先行する $W-G$ の過程を欠く $G-W$ は商品の姿態変換の第二の過程ではなく、したがってまた、この場合の G は $W-G-W$ の中間項として、 W の W への転化を媒介するものとして機能するのではなく、流通手段としての規定にあるものでもない」(九九頁)。

「紙幣は流通内において、実現された商品価格の一時的定在としてもっぱら $W-G-W$ の媒介の機能をいとなむかぎりには、同時に流通必要量に代位するものとして、その上に付されている貨幣名のあらわす量の十全なる章標—価格章標として存在するのであるが、これに反して流通界からの価値

「流通手段の前貸と資本の前貸」について (浅田)

の一方的取り上げの証明としてのみ流通に存在するかぎりは $W-G-W$ の媒介的定在はただ形式にすぎず、まだ必要流通手段としての、流通必要量に代位するものとしての定在をうけとっていない、と考えねばならない」(二〇一頁)。

ここでは流通手段が $W-G-W$ の G としてまず押えられ、紙幣がその規定を満した場合は、それは流通手段であると同時に流通必要量を代位するのだということがいわれている。しかし、紙幣が流通手段であればなぜ流通必要量を代位することになるのだろうか。こうしたことは流通手段という規定それ自体の中に、それは常に流通必要量を代位するものであるということが含まれていなければいけないことである。したがって、ここでは流通必要通貨量という表現は流通必要量という表現に変わってはいるものの、久留間氏の流通手段規定は常に流通必要量概念を含んだものである。(6) こうした結びつけは久留間氏の論理展開に即して言えば、次のようにおこなわれているわけである。

氏はマルクスが「流通手段の支出と資本の貸出の区別は、現実の再生産過程では最もよく現われている。」と指摘を手がかりに『資本論』第二巻第三篇において「流通手段の前貸」を規定しようとした。そこでいわれたことは、部門間転態における $G-W-G$ は本来的には $W-G-W$ であり、ここでは商品資本が生産資本に転態しただけであるということであった。ここでは G は生産過程に投下されたのではなく流通過程に投下されたのであり、流通過程において流通手段と

して機能している。とすれば、こうしたGを銀行が前貸したなら、それは「流通手段の前貸」すなわち流通にとって必要な通貨量の前貸である。これが氏の基本的な論理である。

しかし、ここでは流通手段規定（ $W-G-W$ のG）と前貸の本来の区別（ $W-G-W$ は商品資本の生産資本への転態であり、追加資本の前貸ではない）、そしてさらには、流通必要量（ $W-G-W$ のGは流通必要通貨量）の問題が一つに結びつけられてしまっているのである。

六 「貨幣の前貸・資本の前貸」の前提

としての貸付可能な貨幣資本の前貸

これまでわれわれは、銀行の前貸するものは貸付可能な貨幣資本したがって利子生み資本であるということを前提に議論を進めてきた。流通手段という貨幣の機能はこの貨幣資本が流通過程においてうけとる形態規定であり、この貨幣資本の貨幣的側面に関わるものであること。また、銀行は貨幣資本を前貸する以上前貸の区別に関わりなくその前貸を通じて流通手段を供給するのだということ。こうしたことは、この前提から必然的に出てこざるをえない当然の結果である。しかし、この前提からはもう一つのことがいいうる。それは

『資本論』第三巻第五篇で問題にされている「貨幣の前貸と資本の前貸」の区別は、絶対的な意味での貨幣と資本の区別ではないということである。ところが久留間氏においては、追加的資本の投下か否かという銀行の前貸の区別が流通手段規定を媒介として流通必要通貨量の問題に結びつけられてしまったため、それが絶対的な意味での貨幣と資本の区別になってしまっている。これはいうまでもなく、氏が銀行の前貸するものはいかなる意味でも貸付可能な貨幣資本したがって利子生み資本であり、流通手段規定はその貨幣的側面に関わるものであることを承認されていないことの結果である。したがって本節では銀行が前貸するものは、まず貸付可能な貨幣資本・利子生み資本であり、こうした共通性、同一性のうえにはじめて、三宅氏が整理されたような諸区別がなりたつのだということ指摘しておきたい。

マルクスは資本一般をまず諸々の資本形態に共通する属性として自己増殖する価値としてとらえ、さらにその具体的存在を産業資本、商業資本、銀行資本という特殊の形態において把握している。しかし、これらの資本一般の特殊の形態である産業資本、商業資本、銀行資本の相互の関係においては、

産業資本こそが他の特殊の形態に対しより一般的な位置に、したがって産業資本のみが剰余価値を生む資本である限り、他の商業資本、銀行資本を規定する位置にある。すなわち商業資本、銀行資本は産業資本の運動を前提としてはじめてその特殊な資本としての運動を展開しうるわけである。われわれが問題としている銀行の前貸の問題は、こうした規定関係にある産業資本と銀行資本がとり結ぶ関係の問題である。産業資本は $G \rightarrow W \dots P \dots W' \rightarrow G'$ として自らの運動を展開し、ここでは貨幣資本、生産資本、商品資本がこの運動の諸契機となつてゐる。他方、銀行資本の運動は $G \dots G'$ であり、この契機となつてゐるものは貸付可能な貨幣資本である。この二つの資本運動において共通の契機となつてゐるものはいうまでもなく貨幣資本である。したがつて、産業資本と銀行資本が相互にとり結ぶ関係は、この共通の構成要素であるところの貨幣資本を媒介とせずにはなりたちえないのである。

さて、それでは産業資本と銀行資本はこの貨幣資本を媒介としていかなる関係を相互にとり結んでゐるか。まず産業資本の循環運動において、貨幣資本は二度登場する。循環の出発点としての貨幣資本とその終結点としての貨幣資本である。

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

しかし、資本の循環運動を一回限りのものとしてでなく連続的な運動として考察すれば、出発点としての貨幣資本は同時に前の循環の終結点としての貨幣資本であり、逆に終結点としての貨幣資本は同時に次の循環の出発点としての貨幣資本でもある。したがつて、こうした意味では両者は同じである。

しかし、現実の産業資本の運動において、終結点にある貨幣資本はいずれは出発点としての貨幣資本とならざるをえないという意味で、こうしたことは基本的にいいうるとしても、このことは終結点にある資本のすべてがすぐに次の循環の出発点としての貨幣資本とならねばならないということを意味しはしない。蓄蔵貨幣の第一形態、第二形態にある貨幣、これらはその循環の結果としてある、したがつて循環の終結点にある貨幣資本であるが、しかしすぐには出発点にたちえない貨幣資本、遊休貨幣資本である。これらの貨幣資本は産業資本の下では当面は資本として機能しえない貨幣資本である。しかし、これらの遊休貨幣資本は銀行資本の下に集中され貸付可能な貨幣資本に転化し、銀行資本の循環運動 $G \dots G'$ の出発点としての貨幣資本となることによつて利子生み資本として、その資本としての本性を実現しようとする。しかし、こ

うした利子生み資本の運動の具体的存在形態である銀行資本の循環運動 $G \dots G'$ を媒介するものは、再び産業資本の循環運動 $W \dots P \dots W \dots G'$ である。銀行資本は自らは生産部面をもちえず、剰余価値を生むことができないが故に、その循環の出発点にある貨幣資本(貸付可能な貨幣資本)を産業資本に前貸し、産業資本の循環運動を媒介させ、それをそこで生みだされた剰余価値の一分枝とともに回収することによって $G \dots G'$ の運動を完了させるわけである。したがって銀行資本のこの前貸によって、遊休貨幣資本の転化形態である貸付可能な貨幣資本は再び産業資本の循環運動の出発点としての貨幣資本に再転化していることになる。産業資本が銀行資本と貨幣資本を媒介としてとり結ぶ関係は以上のようなものである。

とはいえ、産業資本の手中にある貨幣資本と銀行資本の手中にある貨幣資本では、そのいずれもがそれ自体としては貨幣であるという点では同じであるとしても、その資本としてのありようにおいては大いに異なる。

「商品や貨幣がここで(産業資本の手中で)引用者)資本であるのは……ただ、資本家自身に対する(主観的に見れば)、また(再生産過程の諸契機としての)客観的に見れば)、商品や貨幣

の観念的な関係のなかだけのことである。現実の運動のなかでは、資本が資本として存在するのは、流通過程のことではなく、生産過程、労働力の搾取過程のなかだけのことである。ところが、利子生み資本はそうではない。そして、まさに、そうでないということこそが利子生み資本の独自の性格をなしているのである。自分の貨幣を利子生み資本として増殖しようとする貨幣所有者は、それを第三者に譲り渡し、それを流通に投じ、それを資本として商品にする。ただ自身自身にとっただけではなく他の人々にとつても資本として、である。それは、それを譲り渡す人にとつて資本であるだけではなく、はじめなら資本として、剰余価値、利潤を創造するという使用価値をもつ価値として第三者に引き渡されるのである。」⁽¹⁾

ここでマルクスが述べていることは産業資本の手中にある貨幣資本も銀行資本の手中にある貸付可能な貨幣資本、すなわち利子生み資本も、いずれもその貨幣的側面と資本的側面をもつがその資本としてのありようにおいては大いに異なる。前者は再生産過程の一契機として生産過程での労働力の搾取に関わる限りで、貨幣資本の所有者たる産業資本家自身にとつ

て資本たりうる。しかし、後者、利子生み資本が資本たりうるのは、銀行資本がその所有する貨幣を「独特な種類の商品」つまり「自分が貨幣として持っている使用価値のほか」に、一つの追加的使用価値、すなわち資本として機能するという使用価値⁽²⁾をもった商品として、第三者つまり産業資本に譲渡することによってである。そして、そのことによって、利子生み資本ははじめから独自な商品としての資本であるだけでなく、その所有者である銀行資本にとっても資本として機能するということである。これがマルクスの貸付可能な貨幣資本、したがって利子生み資本の規定であり、銀行が前貸するものの内容である。

とすれば、銀行が産業資本に前貸するものが貸付可能な貨幣資本・利子生み資本であるという限り、そこには貨幣が前貸されるのか資本が前貸されるのかという問題はなりたないことになる。貸付可能な貨幣資本が前貸される限り、前貸されるものは貨幣であると同時に資本であるものが前貸されるからである。久留間氏は三宅氏の「種々の視点からの區別」に対し前提となるべき「単一の區別」を主張されたわけであるが、こうしたものはそもそもありえないのであって、

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

前提としてあるのは貸付可能な貨幣資本が前貸されるという共通性、同一性であり、そこには貨幣か資本かという區別はないのである。

さてそれでは「貨幣の前貸と資本の前貸の問題」における區別とはいかなる意味の區別なのであるか。それが本来的な意味での貨幣と資本の區別でないことはすでに明らかである。三宅氏のおこなわれたマルクスの指摘の整理としての三つの視点からの區別を再度見てみよう。

三宅氏の區別の第一のものは、その前貸が追加的資本の前貸であるか、それともすでに所有している資本の貨幣形態への転化なのかというものであった。前者が「資本の前貸」であり後者が「貨幣の前貸」である。この區別はいうまでもなくまず借り手である産業資本の立場に立った區別である。この區別において重要な点は、追加的資本の前貸であるか単なる貨幣形態への転化なのかということが、銀行の前貸の形態と不可分のものとして考察されている点にある。すなわち銀行の前貸には、手形割引、担保貸付、無担保貸付の場合があるが、このそれぞれの場合の前貸が追加的資本の前貸といえるものか、それとも貨幣形態への転化なのか、そのいずれ

であるのかを明らかにすることがここでの主要な問題なのである。手形割引、担保貸付においては、手形、担保物件の形で前貸を受ける産業資本はすでに資本を所有している。しかし、それは貨幣形態にある資本ではない。したがってこの場合、産業資本はすでに所有している資本を貨幣形態に転化するために前貸を受けるのである。他方、無担保貸付においては、産業資本が所有していなかった資本が貨幣形態で前貸されるわけである。産業資本が求めるものは、前者においては貨幣であり、後者においては資本である。しかし、こうした産業資本の要求に銀行資本が応じるためには、銀行資本が前貸する独自の商品それ自身がそうした属性を有していることが前提となる。すでに見たように銀行資本が取扱う独自の貨幣商品は「貨幣」ともっている使用価値のほかに、一つの追加的使用価値、すなわち資本として機能するという使用価値をもつものとして貸付可能な貨幣資本・利子生み資本であった。したがって、区別は、こうした二つの使用価値をもつ貸付可能な貨幣資本のいずれの使用価値側面を産業資本は求めるのかという点と関わってのみ存在するのである。すなわち手形割引、担保貸付の場合はその貨幣としての使用価値

側面こそが問題であり、無担保貸付の場合はその資本としての使用価値側面が問題なのである。したがってここでの「貨幣の前貸」「資本の前貸」という区別は、貨幣が資本かという絶対的な区別ではなく貸付可能な貨幣資本のいずれの使用価値側面が個々の産業資本にとっては問題なのかという区別なのである。いずれの場合も前貸されるものは貸付可能な貨幣資本である。

三宅氏の区別の第二のものは、その前貸が剰余価値生産のために生産過程に投下されるか、それとも支払手段として需要されるのかという区別であった。この区別も基本的には第一の区別と同様である。ただ異なるのは、第一の区別においては貸付可能な貨幣資本の前貸がその前貸の形態と関って考察されていたのに対し、ここではそうした具体的な形態を捨象し、より抽象的に考察されている点である。生産過程に投下される場合はその資本としての使用価値が求められているのであり、支払手段として需要される場合には貨幣としての使用価値が主要には求められているのである。

次に第三の区別は、前貸が銀行の資本によるものか、それとも銀行券の発行によるものかという区別であった。この区

別において想定されている銀行の資本による前貸とは次のような状況である。

「どの銀行も、その取引客の需要によって規定されるある金額を越えてその銀行券発行額をふやすことはできないのであるが、もし銀行がこの金額を越えて前貸をしようとするならば、銀行は自分の資本からそれをしなければならぬのであって、つまり有価証券を現金化するか、または平素は銀行が有価証券に投ずるであろうはずの受け入れ金を前貸にまわすかしなければならぬ」⁽⁴⁾（傍点は引用者）すなわち、銀行券発行額を増加しえないが故に、自分の資本である有価証券を現金化し、銀行券を回収することによって前貸をおこなう場合、これがここでいう銀行の資本の前貸である。それは、第一、第二の区別で見た独自の商品、貸付可能な貨幣資本の資本的側面という意味ではない。あくまで「銀行家的な意味」⁽⁵⁾での資本である。しかし何故に銀行資本の手持の有価証券が「銀行家的な意味」では資本として観念され、銀行券による前貸と対比されるのであろうか。

すでに述べたように銀行は産業資本から遊休貨幣資本を預金として自らのものに集中し、それを貸付可能な貨幣資本に

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

図D

		借方		貸方	
資 産	現金準備(E)	準備金		自己資本(B)	
	有価証券(F)	(D)	(H)	預 金	負 債
	貸 付 債 権	(I)		(A)	
	(G)			銀 行 券	(J)

(C)

が控除されこの準備金に対し準備率の逆数倍の額が貸付られる。しかし貸付額(G)は必ずしも預金額と自己資本の合計額から準備金を差し引いた額(H)に一致しない。それ以上ものが貸付可能である。そしてこの部分(I)が銀行券の発行すなわち信用創造(J)によってまかなわれるのである。したがって銀行に預金(A)として集中された遊休貨幣資本はこうした過

転化させることによって利子生み資本として機能させる。しかし銀行の前貸においてはこの集中された預金があるまま前貸されるわけではない。個別銀行の貸借対照表に即してあらわせばこうである(図D参照)。ま

ず預金(A)は銀行の個別企業としての自己資本(B)と合体される。そして次にはこの合体された額(C)から所与の準備率に応じた準備金(B)＝

程をへて貸付可能な貨幣資本(G)として産業資本に前貸され利子生み資本として機能するわけである。しかしこうした関係のもとでは、銀行券の発行額が「取引客の需要によって」制限されない限りは、準備金(それは現金あるいは有価証券として存在する)の額こそが銀行券の発行額、すなわち、信用創造の額を規制するものであり、そしてこの信用創造額の大きさがそがまた利子生み資本として機能する貸付可能な貨幣資本(総額を規制するものである。銀行にとつては、信用創造が可能である限り、それは何ら費用のかかるものではない。しかし、この信用創造の基礎にあるのは準備金であり、したがって、こうした位置にある準備金は銀行資本の立場からは資本として観念されるわけである。すなわち有価証券の現金化による前貸は「銀行家的な意味」では「資本の前貸」である。それに対して前貸が銀行券の発行によっておこなわれる場合はそれは何ら銀行にとつては費用のかかるものではない。それは単なる「貨幣の前貸」として観念される。こうした区別は、銀行のもとに集中された遊休貨幣資本が貸付可能な貨幣資本に転化する場合、そのそれぞれが銀行資本にとつてはなにゆえに「貨幣」としてあるいは「資本」として観念されたかと

いう問題であり、したがって個々の銀行資本にとつての区別でしかないのである。銀行の前貸が有価証券の現金化によるものであろうと、銀行券の発行にもつづくものであろうと、いずれの場合もそれが貸付可能な貨幣資本として前貸されるのであり、利子生み資本として機能することに変わりはない。そして、そうである限り、それは貨幣的側面と資本的側面を同時にもつのである。

久留間氏は、三宅氏の「種々の視点」からの区別に対して「単一の区別」すなわち「社会的再生産の視点」からの区別を主張されたわけであるが、区別の前提となるのはあくまで貸付可能な貨幣資本が前貸され利子生み資本として機能するという同一性、共通性であり、区別はこのことを前提として「社会的再生産の視点」からではなく、あくまで個々の産業資本・銀行資本の立場からおこなわれているのである。

(1) Das Kapital, a. a. O., Bd. III, S. 355. 邦訳、前掲、第三卷、四二八頁。

(2) Ebd., S. 351. 同右、四二頁。

(3) 同右。

(4) Ebd., S. 467. 同右、五七五頁。

(5) Ebd., S. 468. 同右、五七六頁。

おわりに

久留間氏は三宅氏の整理された「種々の視点からの区別」に対し、その前提となるべき「単一の視点」からの区別が必要であるといわれ、その視点を「社会的再生産の視点」に求められた。そして氏は、事実上 $G-W$ が $W-W$ を伴うか否かを、したがってそれが追加資本の投下であるか否かということとを基準に「流通手段の前貸」と「資本の前貸」を区別され、さらに氏の独自の流通手段規定を媒介としてこのそれぞれの前貸が流通必要通貨の前貸であるか否かを論じられた。そして、この後者の基準、すなわち流通必要通貨の前貸であるか否かという基準にもとづく区別こそ氏の「社会的再生産の視点」からの区別の内容であった。

しかし、氏のおこなわれた「区別」は決して「種々の視点からの区別」と並ぶ一つの区別ではありえないし、またその前提となる区別でもありえない。なぜなら、氏の事実上の区別の基準とはまさに三宅氏の「種々の視点からの区別」における第一の視点に相当するものであり、その「社会的再生産の視点」からの区別とは、この第一の視点からの区別をま

「流通手段の前貸と資本の前貸」について（浅田）

ず前提し、そこで区別されたそれぞれの前貸が流通必要通貨の供給といかに対応するかを見たものであるからである。つまりそこでは「種々の視点からの区別」の前提となるべきはずの流通必要通貨であるか否かという区別が、逆に「種々の視点からの区別」を前提として論じられているのである。

久留間氏がこうした区別をおこなわれた本来の問題意識は、銀行によって供給される通貨が流通必要量に一致したものであるか否か、したがって過剰な通貨の投入であるか否かを、銀行の前貸の区別を基準として把握しようというものである。そして、この点の解明こそオーパーローンとインフレーションの関連を明らかにする場合の不可避の課題であるといえるであろう。⁽¹⁾ 氏の問題意識がこうしたものであるとすれば、何故氏が三宅氏の第一の視点からの前貸の区別を事実上その前提として「社会的再生産の視点」からの区別をおこなわれているか、その理由が明らかとなる。すなわち第一の前貸の区別が氏独自の流通手段規定を媒介にして過剰な通貨の投入であるか否かの基準とされる限り、「社会的再生産の視点」からの区別はこの本来の前貸の区別を前提とせずには説明しえないというのがその理由なのである。氏は「社会的再

生産の視点」からの区別こそが「種々の視点からの区別」の前提であるといわれるのであるが、そこにある関係はむしろ逆であり、「社会的再生産の視点」からの区別は「種々の視点からの区別」を前提としたものなのである。

久留間氏の論理は客観的にはこうしたものであり、そこでは二つの区別が氏の独自の流通手段規定を媒介として対応させられ、そのことによって第一の前貨の区別が過剰な通貨が投入されるか否かの基準となっている。たしかに、区別の前提に区別をもつてくる限り、そこで明らかになるのはこうした対応関係しかありえない。そしてこうした二つの区別の対応のさせ方は、氏の問題意識には合致したものであろう。しかし、区別の前提となるのはあくまでその同一性・共通性であり、この銀行の前貨の区別の問題において、それは貸付可能な貨幣資本が前貸されるということである。そして、このことを本来の前貨の区別の前提とする限り、久留間氏のよるな対応のさせ方はなりたちえないのである。なぜなら、第一に、本来の銀行の前貨の区別の問題はあくまで前貸された貨幣資本が個々の産業資本・銀行資本にとっていかなる意味で「貨幣」であり「資本」であるかというものであり、この

区別それ自体は前貸された貨幣資本が通貨として社会的に過剰であるか否かという問題を含んでいず、したがってその判断の基準とはなりえないからである。また第二に、流通手段という規定は貨幣資本の貨幣的側面における形態規定であり、したがって本来の前貨のいずれの区別においても常に流通手段は前貸され供給されるものであるからである。

久留間氏において、本来の前貨の区別(といってもあくまで追加資本が前貸されるか否かという区別だけであるが)が過剰な通貨が投入されるか否かの基準となりえているのは、その独自の流通手段規定それ自体がこの両者を含んだ規定であるためである。しかし、こうした流通手段規定はなりたちえないのであって、したがってこの本来の前貨の区別を過剰な通貨の投入、したがってインフレーションの問題とこのような形で結びつけることはできないのである。

(1) 久留間氏の「社会的再生産の視点」からの銀行の前貨の区別が氏のインフレーション論と深く関わっていることは前掲「独自の物価騰貴としてのインフレーション概念規定の確立のための一試論」における紙幣の「流通手段」と「無価値の紙券」への区別を見れば明らかである。ここでは「流通手段」は①W—G—Wの中間項(実現された価格の一時的定在)

として機能するため②価値章標として金を代位し、したがって③流通必要量を代位するものと規定されており、他方

「無価値な紙券」は① $W-G$ なき $G-W$ （流通からの価値の一方的取り上げ＝収奪）として機能し②それは価値章標として金を代位せず③したがって流通必要量を代位しないものとして規定されている。こうした区別は「流通手段の前貸＝

① $W-G$ を伴う $G-W$ （商品資本の生産資本への転態、したがって追加資本の投下ではない）、②流通必要通貨の前貸、「資本の前貸」＝① $W-G$ なき $G-W$ （新たな追加資本の投下）②流通必要通貨の前貸ではないという前貸の区別に明らかに対応したものである。したがって氏は前者の区別において「インフレーションの全過程の出発点としての必要量と流通量の乖離」（前掲論文、九七頁）を明らかにし、そのいわゆる「信用インフレ」ルートにおける具体化の問題として後者の区別をとりあげられているのである。

共同研究室

昭和五六年第一回研究会（四月十七日）

▼テーマ 部落問題研究をめぐる最近の動向

報告者 馬原鉄男氏

概要

一、部落解放運動をめぐる潮流

- (1) 部落解放全国委員会（一九四六年）↓部落解放同盟（一九五五年）
- (2) 部落解放同盟正常化連絡会議（一九七〇年）↓全国部落解放運動連合会（一九七六年）
- (3) 全日本同和会（一九六〇年）

二、部落解放理論の争点

- (1) 差別の命題（いわゆる解同「朝田理論」の二つ）（一九五六・五七年）
- (2) 解同六〇年綱領をめぐる（一九六〇年）
- (3) 同和対策審議会答申・政党支持自由の原則をめぐる（解同の分裂—一九六五年）
- (4) 今日の解放理論の争点—国民的融合論をめぐる